

令和7年度 駒ヶ根市の子育て支援事業一覧表

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
こども家庭センター	妊娠期から子育て期までの相談や支援を行う総合相談支援窓口です。	希望者	随時	保健センター	-	子ども課	

【妊産婦・新生児・乳幼児支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子育て等相談事業	保健師・助産師が子育て全般や母乳哺育に不安のある親子への支援をします。	希望者	随時	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
母子健康手帳交付	母子健康手帳を交付します。妊娠から出産、出生から満6歳までの母と子の心と身体の成長を記録することができます。	全妊婦	随時 (要予約)	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
伴走型相談支援 (妊婦等包括相談支援事業)	母子健康手帳交付以降、両親学級(3回)や必要な方には来庁や訪問にてお会いしながら、妊娠期から出産・子育てまで相談に応じ、必要な支援についでいきます。	全妊婦	随時	保健センターなど	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
妊婦のための支援給付金交付事業	妊婦さんの経済面や精神面など様々な面での負担を軽減するため、経済的支援として「妊婦のための支援給付(妊婦支援給付金)」の支給をし、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。 ・1回目の交付:妊娠認定後 5万円 ・2回目の交付:胎児の数×5万円	全妊婦	随時	保健センター	-	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
妊婦さん・産後ママ応援タクシー券	妊婦さんや産後ママが健診や買い物などに利用できるタクシー券(1枚500円)をお住いのエリアに応じて交付し、妊娠・出産時、身体に負担がかかるお母さんの生活を応援します。	新たに母子手帳の交付を受ける妊婦さん (申請後2年以上市内に居住する意思のある方)	母子健康手帳交付日から2年間	◆竜西地区24枚 ◆竜東地区148枚 ◆竜東地区272枚	-	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
低所得の妊婦さんへの初回産科受診費用補助	経済的負担軽減と、関係機関での継続的な支援を目的に、妊娠判定を受け分娩予定日が確定した際の受診費用(保険外診療分)を補助します	受診日の住民税が非課税の世帯または生活保護世帯に属する方	随時(受診日から6か月以内)	受診後、市へ申請	1回の妊娠につき上限10,000円	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
妊婦一般健康診査	妊娠中の自己管理と、妊娠に伴う疾病の早期発見・早期治療のための健診です。母子健康手帳交付時に、14回分の受診票を交付しています。	全妊婦	実施機関に要予約	市と委託契約した産科医療機関や助産所	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
妊婦歯科健診	妊娠中の歯科疾患を早期発見し、早期治療につなげるための健診です。母子健康手帳交付時に受診票を交付しています。	全妊婦	実施機関に要予約	上伊那の歯科医院	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
両親学級(①～③)	妊娠全期・産褥期の健康づくりや、妊娠・出産・育児等に係る不安の緩和、子育て準備のための保健指導を行います。	妊婦とその家族	1回/月	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
ハッピーママサポート (子育て世帯訪問支援事業)	妊娠、出産、子育て中に、家事や育児のお手伝いを必要とする家庭へ、ヘルパー等が自宅を訪問し、子育て家庭をサポートします。	妊婦およびサポートが必要な子育て世帯	午前8時30分～午後5時、1日1回、1月20時間、3ヶ月間を限度とします。(要予約)	各家庭	300円/時	子ども課 子育て支援係 内線715.717	初めてご利用のご家庭は、1回(2時間)の利用料金を市が負担します
新生児聴覚検査費用補助事業	新生児の聴覚検査の費用を助成します。新生児聴覚検査は出生後の間もない時期に赤ちゃんの難聴の有無を発見するための検査です。	新生児	随時	市と委託契約した産科医療機関や助産所	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
産婦及び新生児訪問	保健師や助産師が新生児のいるお宅を訪問し、産後の心身の回復状況や、子どもの発育状況について把握し、支援します。	生後～2カ月前後	随時	対象者宅	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
産後ケア事業 産後サポート事業	産後の母の育児不安等への支援が必要な方を対象にサポートします。 ①産後ケア(宿泊型・通所型・訪問型) ②育児・母乳等相談券	①生後1年未満の児をもつ産婦 ②1歳6か月までの児とその母親	実施機関に相談	市と委託契約した産科医療機関や助産所	①費用の9割(上限あり)を補助 ②1回2,000円×5枚補助	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
1か月児健康診査支援事業	子どもの健康を保持増進するための健診です。出生届時に受診票を交付します。産科医療機関や助産所で受診できます。	1カ月	実施機関に要予約	市と委託契約した産科医療機関や助産所	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
産婦健診支援事業	産婦さんの健康を保持するための健診です。産後2週間と1ヶ月健診受診券を交付します。産科医療機関や助産所で受診できます。	産後2週間及び1カ月	実施機関に要予約	市と委託契約した産科医療機関や助産所	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
離乳食教室	離乳食調理の見学。離乳食の進め方・作り方・献立などについての相談に栄養士が対応します。	希望者	毎月1回	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
乳幼児健診	母子保健法に基づき乳幼児の健康診査を実施します。心身の発育・発達の上で援助が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。	◆満3カ月 ◆満9カ月 ◆満1歳6カ月 ◆満3歳	毎月	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
乳幼児相談	母子保健法に基づき乳幼児の健康相談を実施します。心身の発育・発達の上で援助が必要な子どもの早期発見・早期支援を行います。	◆満6カ月 ◆満12カ月 ◆満2歳3カ月	毎月	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
5歳児すこやか園訪問	セラピスト・保健師が保育園・幼稚園に訪問し、子どもの成長発達や就学等への相談につながる機会とします。	年中児	各園年1回	市内保育園 幼稚園	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
定期予防接種	予防接種法に基づく定期予防接種を行います。 ◆5種混合 ◆4種混合 ◆2種混合 ◆BCG ◆日本脳炎 ◆麻疹風しん ◆子宮頸がんワクチン ◆ヒブワクチン ◆小児用肺炎球菌ワクチン ◆水痘 ◆B型肝炎 ◆ロタウイルスワクチン	対象者	実施機関に 要予約	市が委託する 医療機関	対象者は 無料	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
フッ素塗布事業	3歳からの虫歯予防事業。フッ素塗布と正しい歯磨き指導を行います。	保育園・幼稚園児 希望者	年1回 ※各園ごと	各保育園・ 幼稚園	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
ブックスタート	絵本の紹介と読み聞かせを行います。年齢に合わせた絵本の読み聞かせの大切さをお伝えし、全員に絵本を1冊プレゼントします。	6カ月	育児相談日	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725 市立図書館 ☎0265-83-1134	
セカンドブック	絵本の紹介と読み聞かせを行います。興味関心に合わせて絵本の読み聞かせの大切さをお伝えし、全員に絵本を1冊プレゼントします。	2歳3カ月	育児相談日	保健センター	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725 市立図書館 ☎0265-83-1134	
サードブック	小学校入学時に本を1冊プレゼントします。	小学校入学時			-	市立図書館 ☎0265-83-1134	

【子ども・家庭相談】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
家庭児童相談	性格や行動、心身の発達・障がい、家庭環境、虐待などの子どもに関する相談を受け付けます。必要な場合は、児童相談所等関係機関へつなげます。	0～18歳までの子ども 及び保護者	随時	子ども課 相談室	-	子ども課 こども相談係 内線705・717	
教育相談	いじめや不登校、就学に関する悩みなど教育に関する相談を受け付けます。	保育園・幼稚園児、 小中高校生、保護者 及び担任等	随時	子ども課 相談室	-	子ども課 こども相談係 内線705・717	
若者相談	社会とつながりにくいままに青年期を迎えた若者の相談を受け付けます。	青年期を迎えた若者	随時	子ども課 相談室	-	子ども課 若者相談室 内線713.717	
巡回相談	作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士が保育園・幼稚園を回り、子どもの養育や療育に関する相談を受け付けます。	保育園・幼稚園 保護者及び担任等	随時	各保育園 幼稚園	-	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	
母子・父子相談	ひとり親家庭や寡婦の皆様が抱えている悩み事相談を受け付けます。	母子・父子・寡婦 家庭の母及び父	随時	福祉課 相談室	-	福祉課 社会福祉係 内線313	
児童発達支援施設 つくし園	支援が必要な子どもへの療育や、保護者に対する支援を実施します。 ◆母子通園(乳幼児) ◆単独通園(幼児) ◆くれよんくらぶ(園児) ◆トムソーヤくらぶ(学童)	【つくし園】 児童発達支援または放課後等デイサービス利用のための障害福祉サービス受給者証を持っている人 【ペアレントトレーニング】 保育園・幼稚園の保護者のうち希望者 【療育相談】 子育てに心配のあるお子さんとその家族(小学生まで)	【母子通園・単独通園】 月～金曜日 【くれよんくらぶ・トムソーヤくらぶ】 月2～3回 【ペアレントトレーニング】 全6回(6～11月) 【療育相談】 月1回(9回/年) (予約制)	児童発達支援施設 つくし園	福祉サービスによる利用料がかかります。 (保護者一割負担) 園児(年少～年長)は無料 (給食・おやつは実費負担)	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725 つくし園 ☎0265-82-4012	
	タイムケア事業	福祉課で発行する登録証を所持している人		月～土曜日		年300時間 まで無料	

【保育園・幼稚園】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
公立保育園・幼稚園の運営	各園の運営を行っています。	保育園・幼稚園児	月～金曜日 (土曜日は拠点保育)	◆北割保育園 ◆美須津保育園 ◆赤穂保育園 ◆飯坂保育園 ◆経塚保育園 ◆すずらん保育園 ◆中沢保育園 ◆東伊那保育園 ◆赤穂南幼稚園 ◆下平幼稚園	副食費	子ども課 幼児教育係 内線718	
長時間保育	延長保育です。 【保育時間、保育園・幼稚園名】 ◆午前7時～午後7時 (赤穂・飯坂・経塚・すずらん・美須津・桜ヶ丘・福岡) ◆午前7時30分～午後6時30分 (J's保育駒ヶ根) ◆午前8時～午後6時 (北割・中沢・東伊那・赤穂南・下平)	保育園・幼稚園児	月～金曜日	保育園・幼稚園	◆早朝7時から: 1,200円 ◆延長6時まで: 5,000円 ◆延長7時まで: 7,500円 ◆利用10日以上 母子等減免あり	子ども課 幼児教育係 内線718 申し込みは 各保育園・ 幼稚園	
未満児保育 乳児保育	生後6カ月以降で保育が必要な乳幼児の保育を実施します。 (経塚・桜ヶ丘・福岡は生後8カ月以降)	家庭の都合で昼間保育できない乳幼児	月～金曜日 土曜日午前中	◆未満児保育 (全保育園11園) ◆乳児保育 (経塚・桜ヶ丘・福岡 J's保育駒ヶ根)	保育料	子ども課 幼児教育係 内線718	
保育料軽減	国の基準に対し保育料の軽減をします。	保育園・幼稚園児	—	—	—	子ども課 幼児教育係 内線718	
キッズわくわく事業	市内の豊かな自然を活かし、親子で自然宿泊体験活動等を行います。	保育園・幼稚園児とその保護者	各園ごと実施	各園ごと 実施場所決定	必要に応じて	子ども課 幼児教育係 内線718	

【家庭子育て支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
地域子育て支援センター	育児相談や、子育て情報の収集と発信、子育てサークルと連携しています。「きつずらんど」「まあるくなあれ♪」等の企画運営をします。	主に0～3歳の乳幼児や未就園児とその保護者	◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時	経塚保育園内 子育て支援センター	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717 子育て支援室 ☎0265-83-2096	
子育て交流支援室 きつずらんど	親子で遊んだり、交流したりする場です。毎月各種イベントを実施しています。	主に0～3歳の乳幼児や未就園児とその保護者	◆月～土曜日 午前9時30分～午後4時 ◆日、祝日、 年末年始、 お盆休館	駒ヶ根駅前ビル アルバ3階	—	子育て支援室 ☎0265-83-2096 きつずらんど ☎0265-82-6011	
子育てひろば まあるくなあれ♪	親子で遊んだり、交流したりする場です。毎月各種イベントを実施しています。	主に0～3歳の乳幼児や未就園児とその保護者	◆月～金曜日 午前9時30分～午後4時 ◆土・日、祝日、 年末年始、 お盆休館	経塚保育園内 子育て支援センター	—	子育て支援室 (まあるくなあれ♪) ☎0265-83-2096	
子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり	親子で気軽に遊べる屋内の遊び場です。飲食もでき、常駐のスタッフが子育ての相談にもります。	3歳未満の子どもとその保護者	◆月・火・水・金曜日 午前9時～午後3時 ◆木・土曜日 午前9時～正午	子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり	◆登録料: 500円 ◆月額: 200円	子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり ☎0265-82-1131	
ウエルカムきつず (園開放)	市内の保育園・幼稚園を開放します。未就園児の親子が外へ出るきっかけとして、保育園・幼稚園での生活体験又は入所希望園の決定の参考になります。親子の遊び方、ふれあい方の学習の場にもなります。	未就園児	毎月	保育園・幼稚園	—	子ども課 幼児教育係 内線718 子育て支援室 ☎0265-83-2096	
運動遊びの広場	天候に左右されず子どもが自由に遊びを考え、身体を動かせる運動遊びの広場を開設します。	◆小学生以下の子どもと 一緒に保護者 ◆小学生以下の子ども	5月9日～10月31日 ◆火曜日 ◆金曜日 午前9～正午 (7月29日～8月15日 の火曜日・金曜日は、 午前9時～午後5時)	アルプスドーム	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717 社会教育課 スポーツ振興係 内線723	

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
一時預かり (8カ月以上)	緊急又は一時的に家庭で保育が困難になった子を、時間単位でお預かりします。	市内在住または市内に里帰り中の未就園児 (生後8カ月以上)	◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ◆土曜日 午前8時30分～正午 (要予約)	経塚保育園内 子育て支援室	400円/時間	子ども課 子育て支援係 内線715.717 子育て支援室 ☎0265-83-2096	昼食は200円で注文できます。 (1歳から要相談)
一時預かり (1歳以上)	緊急又は一時的に家庭で保育が困難になった子を、時間単位でお預かりします。	未就園児 (1歳以上)	◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時	私立福岡 保育園	400円/時間	子ども課 子育て支援係 内線715.717 私立福岡 保育園 ☎0265-83-2057	昼食は200円で注文できます。
一時預かり (8カ月未満乳児)	緊急又は一時的に家庭で保育が困難になった子を、時間単位でお預かりします。	8カ月未満乳児	◆月・火・水・金曜日 午前9時～午後3時 ◆木・土曜日 午前9時～正午	子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり	700円/時間	子ども課 子育て支援係 内線715.717 子育て支援拠点 ゆりかご あそびのもり ☎0265-82-1131	
ファミリーサポート センター事業	託児や送迎など、子育てのお手伝いをするサポーターををご紹介します。	小学生位までの児童がいる家庭 (サポーターは20歳以上)	【申込み】 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 【託児時間】 サポーターが対応できる時間帯	お子さんの自宅 サポーターの自宅 公共施設など	600円/時間 休日・早朝・深夜料金等あり	子ども課 子育て支援係 内線715	利用料1時間あたり300円を市が負担します
タイムケア事業	障がい児をタイムケア事業登録者が、時間単位でお預かりします。	◆障害者手帳を持つ方 ◆特別児童扶養手当を受給されている方 ◆診断書によって障がい児であると診断された方	事業登録者との相談による	事業登録者の家または事業所	本人負担無し。 ただし、飲食代、送迎代等実費負担有り	福祉課 障がい福祉係 内線315	年間300時間
病児・病後児 保育事業	病気の治療中又は回復期にあり、集団保育及び保護者の就労等の都合により、家庭で育児を行なうことが困難な児童を、適切な処遇が確保される施設において一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援します。	1歳から 小学6年生まで	<すずらん病児保育室> ◆月～土曜日 午前8時30分～午後5時30分 <おひさまハウス> ◆月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 ◆土曜日 午前8時30分～午後0時30分	医療法人すずらん すずらん病児保育室 のどかクリニック 病児・病後児保育室 おひさまハウス	1,000円/日 市内保育園・幼稚園に在籍している場合は無料。	子ども課 子育て支援係 内線715.717 すずらん病児保育室 ☎0265-83-7433 おひさまハウス ☎070-4708-0130	事前登録及び前日までには予約が必要です。 利用にあたり、医師連絡表が必要です。
ショートステイ事業 (子育て短期支援事業)	保護者が病気や出産、親族の介護、仕事などで児童の養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等でお預かりします。	18歳未満	7日間を限度とする	市が委託する児童養護施設等	所得に応じて1泊6,425円以下	子ども課 子育て支援係 内線715.717	初めてご利用のご家庭は、初回(1泊)の利用料金を市が負担します
おやこ学級	外遊び、体操、工作など、季節に合わせた活動を行います。子どもと一緒に友達らと遊びに出かけてみませんか。	0～3歳のお子さんとその保護者	月1回 ◆2、3歳 (第1火曜日) ◆1歳 (第3火曜日) 午前9時30分～11時30分	赤穂公民館	年会費あり お子さん1人につき1,000円	赤穂公民館 ☎0265-83-4060	
パパとあそんじゃお!	パパと子どもの講座です。お父さんならではの遊び方で、今しかないこの時間を大切にお子さんと楽しく過ごしましょう。	申込時1歳～2歳のお子さんとお父さん	6月～12月 各回土曜日 午前10時～11時	赤穂公民館	—	赤穂公民館 ☎0265-83-4060	
親子リトミック教室	リズムを使って、音楽を体で感じ、想像力や表現力を養いましょう。親子で一緒に心と体をリフレッシュ!	今年度2歳までの子どもと保護者	毎月第3金曜日 午前10時～11時	赤穂公民館	材料費あり お子さん1人につき200円	赤穂公民館 ☎0265-83-4060	
びよんびよんキッズ	親子で一緒に遊びながら運動能力を高めます。お子さんと一緒にはじけての成長を楽しみましょう。	今年度2、3歳になるお子さんと保護者	6月～(全10回) 毎月第1水曜日 午前9時30分～10時30分	赤穂公民館	—	赤穂公民館 ☎0265-83-4060	
親子のひろば	野外遊び、室内遊び、親子工作、流しソーメン、さつま芋の収穫からの焼いもなど、中沢ならではの体験が盛りだくさんです。	未就園児とその保護者	5～12月 (8月除く) 毎月1回(木曜日) 午前10時～11時30分頃	中沢公民館	年会費1,000円	中沢公民館 ☎0265-83-5125	
親子で楽しむ教室	季節の行事や屋外での遊びを取り入れながら、親子が交流を深めます。	未就園児とその保護者 バンド組(12歳児) 小バンド組(0歳児)	毎月1回 (水曜午前中)	東伊那公民館	年会費1,000円	東伊那公民館 ☎0265-82-4664	

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
ながの子育て家庭 優待パスポート事業	妊婦又は18歳未満の子どもが1人以上いる世帯にパスポートカードを交付し、各世帯は協賛店舗で割引等の子育て支援サービスを受けることができます。	妊婦又は 18歳未満が1人以上 いる世帯	随時	全国協賛店舗	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
多子世帯応援 プレミアムパスポート	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯にパスポートカードを交付し、各世帯は協賛店舗で割引等の子育て支援サービスを受けることができます。	18歳未満の子どもが 3人以上いる世帯	随時	県内協賛店舗	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	

【子育てサークル活動】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
協働のまちづくり 支援補助	未就園児童を抱える保護者同士の自主的な「子育てサークル」の運営について支援を行います。	子育てサークル団体を 設立する者	随時	子ども課で 申請して ください。	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	お気軽にご相談 ください。

【地域子育て支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子どもの 居場所づくり事業	いきいき交流センター等を利用した子どもの居場所づくりを実施します。	幼児・小学生	それぞれ定める日 (毎月1～4回程度)	市内1カ所	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
子育てサークルへの 専門職派遣事業 (子育てサロン)	希望する子育てサークルに対し、保健師・助産師を派遣し、母子の健康相談や育児相談を実施。	おおむね0～3歳の 親子	随時	各地区	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
青少年健全育成事業	各地区の青少年育成委員会を中心として、健全な社会環境づくりや地区子ども会活動推進を行います。	各地区	随時		—	社会教育課 生涯学習係 内線722	
地区子ども会活動 推進事業交付金	地区子ども会組織づくり及び活動推進のために交付金を交付します。	各地区			—	社会教育課 生涯学習係 内線722	均等割 5,000円+世帯割額
ジュニアリーダー 研修会	地区子ども会活性化、子どもの体験活動促進のため、公募によるジュニアリーダーに対し、年10回程度の研修を行います。	◆ジュニアリーダー： 小学校3～6年生 ◆シニアリーダー： 中学生以上			無料 (一部自己負担 あり)	社会教育課 生涯学習係 内線722	

【学校運営】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
小学校運営	市内5校の運営と児童のための教育振興事業を行っています。	小学校児童		◆赤穂小学校 ◆赤穂南小学校 ◆赤穂東小学校 ◆中沢小学校 ◆東伊那小学校	—	子ども課 学校教育係 内線711	
中学校運営	市内2校の運営と生徒のための教育振興事業を行っています。	中学校生徒		◆赤穂中学校 ◆東中学校	—	子ども課 学校教育係 内線711	
給食センター運営	市内3つの給食センターの運営を行っています。	小中学校		◆赤穂学校 給食センター ◆赤穂南学校 給食センター ◆東中学校 給食センター	—	子ども課 学校教育係 内線711	

【放課後児童対策】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子ども交流センター	保護者が労働等により昼間家にいない小学生へ放課後及び長期休業中の生活の場を提供します。	市内在住の学童	◆平日の午後 (年末年始、 お盆休館あり) ◆土曜日 (三和森のみ 拠点開館)	◆すずらん子ども 交流センター ◆三和森子ども 交流センター ◆赤穂東子ども 交流センター ◆みなみ子ども 交流センター	◆年額 12,000円 ◆1回100円 ◆1日開館日 300円	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
中沢・東伊那 子どもクラブ	公民館・図書館分館を利用しながら、放課後児童の安心・安全な居場所を提供します。指導員1名以上を配置しています。	市内在住の学童	◆平日の 午後3～6時 (年末年始、 お盆休館あり) ◆土曜日 拠点開館	◆中沢公民館 ◆東伊那公民館	◆平日：無料 ◆長期休暇、 計画休業日： 1回100円	子ども課 子育て支援係 内線715.717	

【子育て講座・教室】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子育てサポーター養成講座	子どもを預かるために必要な基本的な知識や技術を学び、ファミリーサポートセンター事業の担い手となるサポーターを養成します。	20歳以上の方	6月18日 ～ 7月30日 全7回	駒ヶ根市役所 南庁舎	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
いい育児の日 関連イベント	いい育児の日(家族の週間)に関連した親子が楽しめるイベントの開催をします。 フリーマーケット等を併せたイベントを年2回開催予定	どなたでも	①5月30日 ②11月16日	駒ヶ根総合 文化センター周辺	—	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
おはなし会	絵本の読み聞かせ・紙芝居、わらべうたを用いたふれあい遊び、小学生向けは語りを取り入れたプログラム	◆乳幼児(未就園児) ◆幼児(未就学児) ◆小学生	◆毎月第1・3(木) ◆毎月第2(土) ◆毎月第3(土)	市立図書館	—	市立図書館 ☎0265-83-1134	
お楽しみ会・こどもまつり・読書まつり	大型絵本、紙芝居、パネルシアターなどのプログラムのおはなし会・工作・クイズラリー等	幼児～小学生	4/20・10/25・ 12/13・3/7	市立図書館	—	市立図書館 ☎0265-83-1134	
ワークショップ	小・中学生、高校生対象の信州大学出前講座	小・中学生、高校生	8月5日	市立図書館	—	市立図書館 ☎0265-83-1134	
子ども女性 囲碁講教室	初めてでも講師の先生が優しく教えてくださいます。子ども女性も楽しみながら囲碁を学べます。	子ども 女性	毎週土曜日 午前9時00分 ～ 11時30分	赤穂公民館	—	赤穂公民館 ☎0265-83-4060	
小学生 夏休み子ども講座	地域の方を先生にたくさんのごことを体験し、充実した夏休みにしましょう。	市内小学生	7月下旬 ～ 8月上旬	赤穂公民館	材料費等	赤穂公民館 ☎0265-83-4060	
中沢囲碁教室	囲碁を通してコミュニケーションをとったりすることで、頭の体操、心の体操になります。中沢区出身のプロ棋士下島さんも通っていた教室です。	小学生～一般	毎月2回 偶数週水曜日 午後3時30分 ～ 5時	中沢公民館	—	中沢公民館 ☎0265-83-5125	
小学生 夏休み子ども講座	夏休みを使って普段できない体験にチャレンジしてみよう！ドローン体験講座、日本舞踊体験教室などを予定しています。	市内小学生	7月下旬 ～ 8月上旬	中沢公民館	材料費等	中沢公民館 ☎0265-83-5125	
みんなの 囲碁・将棋教室	ひとつの教室で囲碁も将棋も学べます。集中力を高め、仲間とのコミュニケーションを深めます。	小学生～大人	毎月2回金曜日 午後4時～	東伊那公民館	—	東伊那公民館 ☎0265-82-4664	
小学生書道教室	書道の基礎を学びます。字の上達はもちろん集中力の向上や考える力を身につけます。	小学3～6年生	毎月2回火曜日 午後4時～	東伊那公民館	—	東伊那公民館 ☎0265-82-4664	
わくわく道場	『遊び』『製作』『料理』『発表』色々な体験をします。そんな中から学びます。	小学3～6年生	毎月1回水曜日 午後3時半～	東伊那公民館	内容によって 材料費	東伊那公民館 ☎0265-82-4664	
小学生 夏休み企画	折り紙、プログラミング、スポーツなど、いろいろな体験や経験ができます。一部講座は、地元の方が講師となります。	市内小学生	7月下旬 ～ 8月上旬	東伊那公民館	材料費等	東伊那公民館 ☎0265-82-4664	
デジタルマスター	南信工科短期大学校でプログラミングの基礎やドローンの操縦、ロボットのプログラミング等を体験を通して学びます。終了後には「デジタルマスター認定証」が交付されます。	駒ヶ根東中の生徒	11月29日(土)	東伊那公民館 南信工科 短期大学校	—	東伊那公民館 ☎0265-82-4664	

【要支援児童生徒支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
特別支援教育就学奨励費支給制度	経済的負担を軽減するために、その負担能力に応じ、必要な経費の一部を援助します。	特別支援学級に在学する児童または生徒の保護者(制限あり)	支給月 12月 2月		—	子ども課 学校教育係 内線712	各学校を通じて申請
就学援助制度	経済的に困りの児童・生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。	生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困難であると認定された人など	申請期間 4月から 5月中旬頃		—	子ども課 学校教育係 内線712	各学校を通じて申請

【母子・父子家庭支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
通学交通費助成	母子父子及び生活保護家庭で学校教育法第1条に規定する高等学校又は、同法124条に規定する専修学校に通学する生徒の保護者の負担の軽減を図るため、補助金を交付します。	◆母子父子又は生活保護家庭 ◆児童扶養手当又は生活保護費受給家庭 ◆自宅から高等学校等までの距離が片道6km以上	2月		—	福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	通学定期券の額の1/3以内 生徒一人につき 月額5,000円限度
母子寡婦福祉資金 利子補給	母子・父子・寡婦家庭の生活の安定を図るため、県が貸付を行う母子・父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付を受けた者に対し、利子補給を行います。	母子・父子・寡婦家庭	3月		—	福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	利子支払総額の 2/3以内
母子父子寡婦 福祉資金	母子家庭の母、父子家庭の父、並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。	◆児童(20歳未満)を扶養しているひとり親又はその児童 ◆寡婦、40歳以上の配偶者のない女性(婚姻したことのない方は含まれません) ※資金により対象者が異なります			—	福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	保証人が必要等、 条件あり。事前にご相談ください。
高等職業訓練促進 給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、看護師や保育士などの資格取得を目指すために1年以上(令和4年度に限り6ヶ月以上)養成機関へ修業している方を対象に、生活の負担の軽減を図るため、「高等職業訓練促進給付金」を支給します。 また、修学期間の修了後支援金を支給します。 【対象資格】 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、等	母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方が対象になります。 ◆児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準にある方 ◆1年以上(令和5年度に限り6ヶ月以上)養成機関において一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ◆就業または育児と修業の両立が困難であること	【支給期間】 修業する期間 (上限4年)		—	福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	養成機関へ 入学する前に 必ずご相談 ください。
自立支援教育訓練 給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父で、給付を受けようとする者の就業経験等から、受講する教育訓練が就労のために有効であると認められる方を対象に、生活の負担の軽減を図るため「自立支援教育訓練給付金」を支給します。また、修学期間の修了後支援金を支給します。 【対象資格】 経理事務、社会福祉士、看護師等	母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方が対象になります。 ◆児童扶養手当の支給を受けているかまたは同様の所得水準にある方	【支給期間】 修業年数 (上限4年)		—	福祉課 母子父子 自立支援員 内線313	養成機関へ 入学する前に 必ずご相談 ください。
子どもの学習支援事業 受験料等支援補助 金	ひとり親家庭と低所得世帯の子どもの進学を応援するため、大学等の受験料と高校・大学等の受験に向けた模擬試験の受験料を補助します。 【大学等受験料補助】 お子さんが大学等の入学試験を受験した際に支払った受験料を補助。(補助率10分の10。お子さん1人につき年額5万3千円が上限)なお、受験料には、大学入学共通テストの受験料を含みます。 【模擬試験受験料補助】 (1)お子さんが大学等を受験する年度に受けた模擬試験の受験料を補助。(補助率10分の10。お子さん1人につき年額8千円が上限) (2)中学3年生のお子さんが進学のための受験に向けて受けた模擬試験の受験料を補助。(補助率10分の10。お子さん1人につき年額6千円が上限)	申請日に駒ヶ根市にお住まいで、20未満の子どもが受験し、次のいずれかの要件を満たす方 (1)ひとり親家庭または養育者家庭の子どもであり、その保護者または養育者が、児童扶養手当を受給しているまたは受給している者と同等の所得水準にある方。 (2)(1)以外の世帯で、世帯員全員が市町村民税を課されていない世帯である方。			—	福祉課 社会福祉係 内線312	受験をする前に 必ずご相談 ください。

【手当支給事業】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
赤ちゃん育児ライフ応援事業	出生時に、赤ちゃんの誕生をお祝いし、子育て世帯の育児生活を応援します。	令和6年4月2日から令和9年4月1日までに生まれ、駒ヶ根市に住民登録した満1歳未満の赤ちゃんと同じ世帯の方 (転入の場合は、令和9年4月30日までに転入した赤ちゃんに限りません)			新生児1人当たり50000円分の「つれてってプリペイドカード」を発行	子ども課 子育て支援係 内線715.717	
児童手当支給事業	次世代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために手当を支給します。 【手当月額】子ども1人につき ◆3歳未満(第1子、第2子):15,000円 ◆3歳～高校生年代(第1子、第2子):10,000円 ◆第3子以降:30,000円 所得限度・上限が撤廃されました	高校生年代までの子どもを養育している方に支給	【手当支給月】 ◆偶数月		—	市民課 市民係 内線329	
児童扶養手当事業	父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進をはかることを目的に手当を支給します。 【手当月額】 所得に応じ 45,500円～10,740円 【加算月額】 ◆第2子:所得に応じ 10,750円～5,380円 ◆第3子以降1人につき:所得に応じ 6,450円～3,230円 所得が限度額以上の場合は支給されません。毎年所得の見直しにより、手当額が決まります。手当の受給開始から5年を経過する方は毎年適用除外届書の提出が必要です。	次の要件にあてはまる児童を養育している父又は母や、父母にかわってその児童と同居し、養育している人。 なお、児童が18歳に達した場合で、心身に中程度以上の障がい(有する場合は、20歳未満まで申請により手当が受けられます)。 ◆父母が離婚した後、父又は母と生計を同じくしていない児童 ◆父又は母が死亡した児童 ◆父又は母が重度の障がいの状態(国民年金の障害等級1級程度)にある児童 ◆父又は母の生死が明らかでない児童 ◆父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ◆父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ◆母が婚姻によらないで生まれた児童 ◆父又は母がDV保護命令を受けた児童	【手当支給月】 ◆奇数月		—	福祉課 社会福祉係 内線313	
障害児福祉手当	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に、その負担の軽減を図ることを目的に手当を支給します。所得制限あり、毎年所得状況調査を行います。 【手当月額】 16,100円	身体、療育、精神のいずれかの障害者手帳を持っていて、おおむね座っていることが困難、または同程度の状態にある人。	【支給月】 ◆5月 ◆8月 ◆11月 ◆2月		—	福祉課 障がい福祉係 内線315	
小学校通学カバン贈呈事業	小学校入学時に、子ども達の成長にふさわしいおもちゃを添えていることを感じられるツールになることを願って、通学カバンを贈ります。	小学校入学児童			—	子ども課 学校教育係 内線711	

【医療支援】

事業名	事業内容	対象者	実施日	実施場所	利用料	担当・問い合わせ	備考
子ども医療費支給事業	福祉の向上と子育て支援に寄与するため、医療費による経済的負担を軽減し、健康で安心した生活ができるよう、受給者証を提示すれば自己負担無料で保険診療を受けることができます。ただし、18歳年度末の翌日以降の受給者には、保険診療分の費用から1レセプト当たり500円を除いた額を償還払いにより支給します。	0歳～18歳年度末までの子ども(所得制限なし)	原則、診療月の2カ月後に給付	医療機関の窓口で受給者証を提示して受診してください。ただし、県外で受診された場合は、申請書と領収書の原本を提出してください。	自己負担無料	市民課 国保医療係 内線322	
母子医療費支給事業	(注) ◆保険外診療分や食事代等は対象外となります。	①18歳未満の子ども(20歳未満であれば高等学校等卒業までを扶養している配偶者のいない母子または父子) ②父母以外の方に扶養されている18歳年度末の子ども(所得制限あり)			自己負担無料 (高等学校等在学中は19歳年度末まで) (父母等は1レセプト当たり500円)		
父子医療費支給事業	※精神障害者保健福祉手帳で認定となる18歳年度末の翌日以降の方は外来のみ対象となります。	身障手帳1～4級・療育手帳A1～B2・精神障害者保健福祉手帳1～3級の手帳をお持ちの方(年度末年齢が19歳以上の人は所得制限あり)			自己負担無料 (18歳年度末の翌日以降は1レセプト当たり500円)		
心身障がい者医療費支給事業	出生後入院治療が必要な赤ちゃんの入院医療費の一部補助(母子保健法に基づき養育医療費を給付)	出生時の体重が2,000g以下またはその他の理由により指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた場合。			申請により市から養育医療券を交付します		
不妊治療費助成事業 (ほほえみ支援事業)	不妊治療を行っている夫婦の経済的負担軽減を図り、治療費に要する医療費の一部を助成します。 助成金の額は、不妊治療の要した医療費の自己負担額から国の制度および県要綱に基づき助成金並びに医療保険の規定に基づき給付を受けることができる額を控除した額の2分の1以内とし、20万円を限度とします。	不妊治療を受けている方	夫婦を単位として1年度当たり1回を限度とし、通算して5年度に限り申請可	保健センター(駒ヶ根市不妊治療費助成金交付申請書を提出してください。)	—	子ども課 母子保健係 ☎0265-96-7725	